

## 大丸松坂屋カード キャッシュレス・消費者還元サービスに関する特約

### 第1条（総則）

1. 「本制度」とは、キャッシュレス消費者還元制度をいいます。キャッシュレス消費者還元制度とは、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上を目的に、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者でのキャッシュレス決済手段を使った消費者還元等を支援する国の制度をいいます。
2. 本特約は、本サービスを実施するにあたっての、条件、制限事項その他の基本的事項を定めるものとします。
3. 本サービスの対象期間は、2019年10月1日から2020年6月30日までとします。但し、経済産業省または事務局が、本制度の始期や終期を変更する場合には、本サービスも変更するものとします。
4. 当社は、本サービスの対象期間中に、会員がカードを用いて、対象加盟店において、ショッピング利用を行った場合に、第5条および第6条に定める方法により、還元額を本会員に付与するものとします。
5. 会員は、本特約の定めを承認し、本特約に従うことを条件として、本サービスの提供を受けられるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本特約における用語の定義は、次の通りに定めるものとし、本特約に定めのない場合は、当社が発行するカードの会員規約の用法に従うものとします。

1. 「事務局」とは、経済産業省監督のもと運営する一般社団法人キャッシュレス推進協議会事務局をいいます。
2. 「本サービス」とは、カードの会員規約に定める付帯サービスとして、当社が本特約に基づき会員に対して本制度における還元等を提供するサービスをいいます。
3. 「対象加盟店」とは、本制度への参加が事務局より認可された中小・小規模加盟店およびフランチャイズチェーンをいいます。
4. 「還元額」とは、当社が、カード利用代金に応じて、本制度で定める所定の還元率に基づき算出した金額をいいます。
5. 「還元額算定データ」とは、事務局が当社に対して提供するカード利用代金に関する情報をいいます。
6. 「集計単位」とは、還元額を算出にあたって用いる単位をいい、本会員名義のカードおよび家族カードのご利用合計分とします。

### 第3条（本サービスの対象となる決済手段）

本サービスの対象となる決済手段は、当社が発行するカードによる決済とします。これらのカードに付随するApple Pay決済も対象とします。

### 第4条（本サービスの対象外となる取引商品）

1. 会員がカードを用いて行ったショッピング利用が、以下の(1)から(8)までの取引のいずれかに関して行われたものである場合は、還元額の付与の対象外とします。
  - (1) 消費税法別表第二の一～五に規定する有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙および物品切手等
  - (2) 全ての四輪自動車（新車・中古車）
  - (3) 新築住宅
  - (4) 収納代行サービス、代金引換サービス
  - (5) キャンセルにより存在しなくなった原因取引
  - (6) その他本制度の目的・趣旨から適切でないと経済産業省および事務局が判断するもの
2. 前項に関わらず、以下の取引に関して行われたものである場合は、還元額の付与の対象とします。
  - (1) 二輪自動車（新車・中古車）
  - (2) 酒類
  - (3) 著作物（書籍・雑誌、新聞およびレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）
  - (4) たばこ

### 第5条（還元額の付与方法）

1. 会員が対象加盟店において、カードを用いてショッピング利用を行った場合、対象加盟店が加盟店契約を締結しているカード会社を介して事務局に対して、カードの利用代金を通知し、さらに事務局が当社に対して還元額算定データを提供します。その後、当社は、還元額算定データをもとに、集計単位の還元額をカードの本会員に付与するものとします（家族会員のショッピング利用分に対する還元額も含む。）。還元額の算定は、当社が事務局から還元額算定データを受領した月の翌月に行うものとし、還元額の付与は本条2項または3項に記載する方法により行うものとします。
2. カードの還元額の付与方法は、カードの利用代金と相殺する方法とします。また、還元額の付与日は、カードの利用代金等の支払期日とし、毎月10日とします。ただし、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日に付与します。なお、カードの利用代金の支払額が還元額よりも少ない場合には、当社はカードの利用代金の支払額と相殺後の還元額を本会員が届け出た金融機関の預貯金口座に振り込むものとします。

3. 会員は、本条第1項に関し、下記事項について異議を述べないことに承諾するものとし  
ます。
  - (1) 事由の如何を問わず、当社が受領する還元額算定データに当該ショッピング利用が含ま  
れないことに起因して、還元額の付与対象とならないこと
  - (2) ショッピング利用するタイミングと還元額算定データを当社が受領するタイミングが異  
なる場合等に、カードの利用代金の支払時期と還元額の付与時期が異なること

#### 第6条（特定状況での付与方法）

1. 当社は、本会員が当社に対してカードの利用代金の支払いを延滞している場合には、本会  
員に対する延滞債権（利息・遅延損害金を含む。）と還元額とを何らの通知を要さずいつ  
でも相殺できるものとし。なお、還元額が延滞債権より多い場合は、その差額を相殺  
処理後の合理的期間内に、何らの利息・遅延損害金を付することなく本会員が届け出た  
金融機関の預貯金口座に振り込むものとし。また、
2. 本会員にカードのショッピング利用のリボルビング払い、キャッシングリボの未決済残高  
が存在する場合、還元額は弁済金（毎月支払額）にのみ充当され、未決済残高には充当  
されないものとし。なお、弁済金（毎月支払額）が還元額よりも少ない場合には、  
当社は、弁済金（毎月支払額）と相殺後の還元額を、本会員が届け出た金融機関の預貯金  
口座に振り込むものとし。また、
3. 当社は、会員が退会している場合であっても、還元額の付与は行うものとし。但し、  
代金決済口座を解約等している場合は還元額の付与は行わないものとし。また、

#### 第7条（還元額の付与条件）

1. 会員は、対象加盟店以外の加盟店でのカードを用いたショッピング利用が還元額の対象と  
ならないことについて、当社に対して、異議を述べないことを承諾するものとし。ま  
た、会員は、自己の責任において、ショッピング利用の前に対象加盟店であるか否かの確認、  
および還元率の確認を行うものとし。このため、当社は、会員が利用する店舗が対象  
加盟店であるか否かおよび還元率について回答する責任を負わないものとし。また、
2. 対象加盟店の故意・過失（本事業への申請内容の不備等）により、還元額の付与対象と  
ならない場合において、会員に過失がない場合であっても、当社は、会員へ還元額に代替  
する金銭等の提供を行う義務を負わず、その他一切の責任を負わないものとし。また、
3. 以下の場合、対象加盟店でカードを用いたショッピング利用が還元額の付与の対象外と  
なることについて、異議を述べないものとし。また、

- (1) 第1条3項に定める本サービスの対象期間外の利用
- (2) 本サービスの対象期間中の利用であっても、当該利用時点において、対象加盟店が本制度への参加の認可前であった場合
- (3) 本サービスの対象期間中の利用であっても、当該利用時点において、対象加盟店が本制度の参加資格を取消または喪失していた場合
- (4) 当社が事務局より、2020年7月30日までに還元額算定データが受領できなかった場合
- (5) 毎月のカード利用代金の支払方法が、当社の指定する預金口座への振込の場合
- (6) その他本特約において当社が還元額の付与を行わないと規定されている場合

#### 第8条（還元額の確認方法）

カードの還元額の確認方法は、当社より会員に送付するカードご利用代金明細書およびWEB明細通知サービス（以下、併せて「明細書」という。）において、確認するものとします。

#### 第9条（対象加盟店の確認方法）

会員は、対象加盟店であるかどうかについて、当該加盟店に直接確認する、または事務局が運営する本制度に関するWEBサイト（<https://cashless.go.jp/consumer/index.html>）において確認するものとします。

#### 第10条（還元額の上限）

第5条第1項に基づき還元額算出データより算定した還元額を集計単位ごとに毎月1日から末日までの合計が15,000円（税込み）を上限とします。

#### 第11条（還元額の取消）

1. 当社は、以下の(1)から(4)の場合、本会員に対し、還元額と同額の請求を行うことができるものとします。この場合において、会員より異議申し立てがあり、当社調査により、会員の異議申し立てが認められた場合には、当社は還元額の請求を撤回するものとします。
  - (1) 会員が対象加盟店にてカードで返品を行った場合
  - (2) 不正利用等に伴い当社に対して請求停止の申し立てを行い、当社が不正利用等と認めた場合で、当該申し立てが、還元額の付与対象取引に対するものであったと当社が判断する場合
  - (3) その他還元額を支払ったにも関わらず対象取引が本サービスの適用対象外であったと当社が判断した場合
  - (4) 本特約に違反して取引が行われたと当社が判断する場合

2. 前項に基づき還元額と同額の請求が行われた場合、前条に定める還元額の上限額から当該還元額分を差し引かないことにつき、会員は異議を述べないものとします。
3. 会員は、対象加盟店において、対象加盟店でのカードショッピング利用の返品・取消をする場合、対象加盟店から現金等による返金を受けてはならないものとします。
4. 本条1項の当社の本会員に対する請求は、本会員のカード利用代金に加算する方法とします。代金決済口座を解約している場合、振込手数料を会員が負担して当社に振り込むものとします。これら請求にあたって会員に利息や遅延損害金等は発生しないものとします。

#### 第12条（本サービスの拒否申出）

1. 本会員は、当社に対して、本サービスの拒否の申し出ができるものとします。
2. 本会員は本サービスの対象期間中に本サービスの拒否の申し出を行った場合、当該拒否の反映には一定期間を要することから、当該反映までに本サービスが提供されたとしても異議を述べないものとします。
3. 本会員は、本サービスの拒否の申し出をした場合において、当社に対して、当該拒否以前にすでに提供付与された還元額の取消の申し出等ができないことに承諾するものとします。

#### 第13条（不正な取引の禁止）

1. 会員は、以下の（1）から（7）に定める取引・行為（以下「不当取引」という。）を行ってはならないものとします。
  - (1) 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己または他者が本サービスに基づく利益を得ること
  - (2) 架空の売買や、直接または間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引等正当な取引の実態がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己または他者が本サービスに基づく利益を得ること
  - (3) 商品若しくは権利の売買または役務の授受を目的とせず、本制度による消費者還元を受けるとのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること
  - (4) 本制度の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己または他者が本サービスに基づく利益を得ること
  - (5) 本制度の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、または現金もしくは、本特約の第4条1項に定める本サービスの対象外となる取引による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本サービスに基づく利益を得ること

- (6) 本制度の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本サービスに基づく利益を得させること
  - (7) カードの会員規約に違反した取引または、違反する懸念がある取引その他事務局や当社が、本制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引
2. 当社は会員が本条 1 項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会員に対して、電話、メール、訪問その他の方法により調査を行うことができるものとします。会員は当社からの問い合わせに応じ、不当取引を行ったか否かに関する必要な回答を行うものとします。

#### 第 14 条（事務局への届出・利用）

会員が不当な取引を行った場合、もしくはその疑いがあると当社が判断した場合、会員は、当社より事務局に対し、本項記載の目的のため必要な範囲で以下（１）から（７）の情報を届け出されること、ならびに届け出された情報が国、事務局、事務局に認められた登録決済事業者およびそれらの委託先により本事業の実施、不当な取引を行った者の特定、不当な取引に対する損害賠償請求および不当な取引の防止のために共同利用されることに同意します。

##### <登録される情報>

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 電話番号
- (4) 住所
- (5) カード番号等
- (6) カード代金のお引落し口座
- (7) 不当取引またはその疑いがある取引を行った事実

#### 第 15 条（利用停止等）

会員が次の各号のいずれかの事由に該当することが判明した場合には、当社は会員に対する何らの通知または催告を行うことなく、会員による本サービスの利用を停止し、また会員によるカードの利用を停止、カードの会員資格の取消を行うことができるものとします。また、当社は当該事実を事務局に届け出ることができるものとします。この場合、当社は、会員に対し、既に還元した還元額の返還請求ができるほか、国、事務局または当社に生じた損害額に相当する金額を請求することができます。

1. 不当取引を会員が行った場合、もしくはその疑いがあると当社が判断した場合
2. 不当取引が発生した疑いがあるとの事務局からの通知を当社が受けた場合

#### 第16条（免責）

1. 事務局が当社に対して提供する還元額算定データ等、事務局が運営するシステムなどの不具合、通信回線の障害、第三者による不正アクセス等によって生じた障害などのシステムトラブルに起因して本会員に付与されるべき還元額が正しく付与できない事象が発生する場合に、当社は、還元額に代替する金銭等の提供を行う義務を負わず、一切の責任を負わないものとします。
2. 対象加盟店、本制度に参加する当社以外の登録決済事業者、事務局等、当社以外の第三者に起因する事情に基づいて生じた会員の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. コンビニエンスストアや商業施設等のテナント、またはインターネットサイト等でのショッピング時に、それら販売事業者が会員に対して、本制度における即時還元を行う場合について、当社は一切関与しておらず、当該取引で生じた会員の損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第17条（本特約の有効期間）

1. 本特約の有効期間は、2021年3月31日までとします。
2. 本特約の有効期間経過後も、第7条、第11条、第13条乃至第16条は引き続き効力を有するものとします。

#### 第18条（本特約および本サービスの改定）

1. 会員は、本サービスが国の施策である本制度の一環として行われるものであり、本制度の内容の変更または具体化等の事情により、随時変更される可能性のあるサービスであることを、承諾するものとします。
2. 当社は、本サービスの対象期間中に必要に応じて、本特約および本サービスの内容を変更できるものとします。また、本特約および本サービスの内容の変更は、当社がWEBサイト上に公表することにより効力を生ずるものとします。

(2019.09.20)